

# ご葬儀後の諸手続きはもうお済みですか ご相談下さい 『相続名義変更アドバイザー<sup>®</sup>』が お手伝いいたします

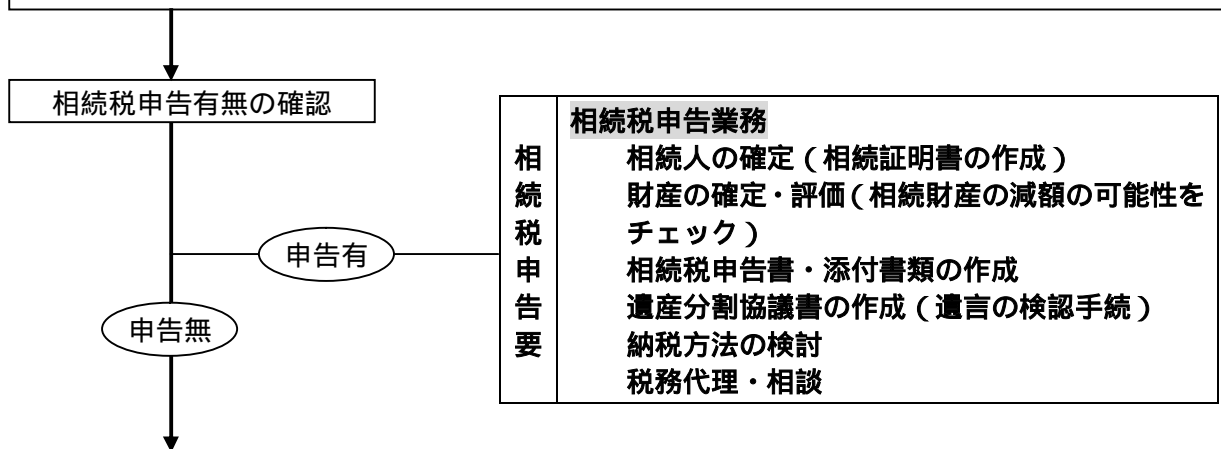
相続における名義変更手続きの専門家である『相続名義変更アドバイザー<sup>®</sup>』が、  
『相続名義変更安心パック<sup>®</sup>』でまとめてお手伝いいたします。

こういったことをご不明な点はありませんか？

うち相続税の申告が必要ですか？  
 相続人の範囲はどこまで？  
 何処に何を聞いていいのかわからない  
 遺産分割協議って何についてどう話し合えばいいの？  
 名義変更はどのような手順でやるのか？  
 頼むとしたら費用はどれくらい？

葬儀後に確認させていただきたいこと

亡くなられた方のご名義の財産の確定（相続財産の確定）  
 預貯金・有価証券類の評価、ご自宅等（土地・建物）の評価、その他のご名義の評価



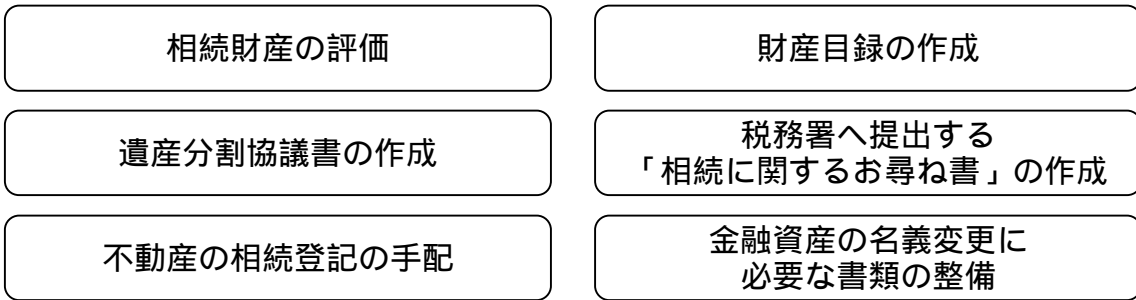
『相続名義変更安心パック<sup>®</sup>』

相続 税 申 告 不 要	「お尋ね」への回答業務
	相続人の確定（相続証明書の作成）
	財産の確定・評価
	財産目録の作成
	遺産分割協議書の作成（遺言の検認手続）
	税務署への「お尋ね」の回答
	税務代理、相談

各種諸手続（申告有無に関らず）  
 国民健康保険・社会保険からの葬祭費の受取手続  
 年金の支払い変更手続き  
 生命保険金受取り手続き  
 故人の確定申告（準確定申告）  
 預貯金の名義変更手続  
 不動産の名義変更手続

『相続名義変更安心パック®』

業務内容



基本報酬額

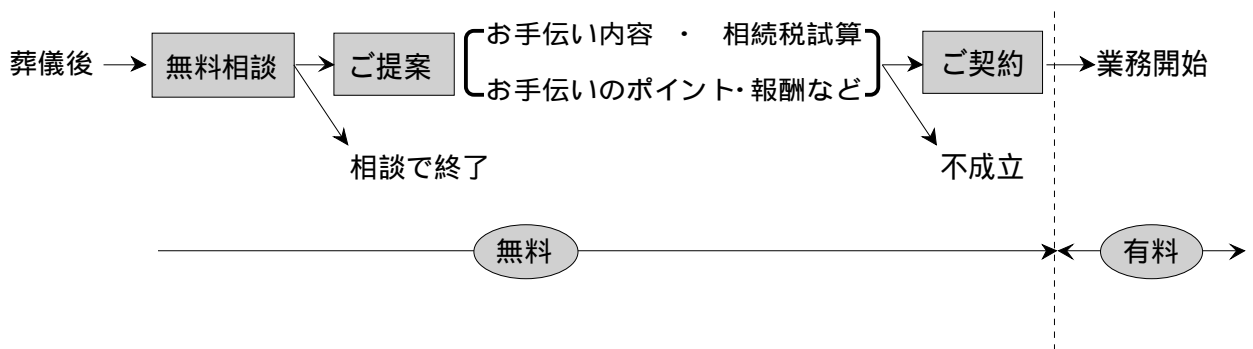
遺産総額	報酬額（税込）
20,000千円以下	105,000円
20,000千円超～40,000千円以下	210,000円
40,000千円超～60,000千円以下	315,000円
60,000千円超～80,000千円以下	420,000円
80,000千円超	別途お見積

遺産総額は生命保険金等の非課税金額及び債務葬式費用の考慮前の額です。  
 遺産総額 80,000 千円以下の場合でも、相続税の申告義務がある場合は別途お見積します。  
 実費代は別途申し受けます。  
 遺産総額がご提案時よりも増減した場合には報酬額も変更となります。

下記のようなお手伝いが必要な場合は、別途お見積いたします。  
 遺産分割に関するコンサルティング（相続人間の意見の調整）業務  
 相続登記費用（登録免許税、司法書士費用）  
 税務調査対策報酬（親族間の預貯金等の動きの調査費用）  
 年金・給与以外の所得に関する準確定申告書の作成報酬  
 相続税の申告書作成報酬 など

お手伝いの流れ

「事前にお手伝い内容と費用のお見積をお出しします」



ご連絡先：大立会計事務所

TEL 084-927-5100

FAX 084-927-5101

ご相談窓口：『相続名義変更アドバイザー®』

『相続名義変更アドバイザー<sup>®</sup>』FAX 申込用紙

下記所定欄にご記入のうえ、  
084-927-5101 まで FAX をお願い致します。

お名前	
ご住所	〒
お電話	
FAX	
ご依頼内容	

\* ご返事に 2 ~ 3 日かかる事があります。ご了承下さい。

お電話でのお申込は

084-927-5100

「大立会計事務所」までご連絡ください。